

保険料はどのように納めるの？

納め方は受給している年金*の額によって2通りに分かります

*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額**18万円以上**の方

➔ 年金から**天引き**になります(特別徴収)

●保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

仮徴収・本徴収ってなに？



仮徴収(暫定賦課)

65歳以上の方の介護保険料は、市町村民税の課税状況が確定する6月以降に決定します。したがって、4月、6月、8月は、確定した保険料での徴収ができないため、暫定保険料での徴収となります。これを仮徴収といいます。通常は、前年度の2月期と同額になります。

本徴収(本算定賦課)

10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて徴収します。これを本徴収といいます。

「介護保険料特別徴収開始通知書」が送付されます

年金から天引きになる方には、市町村から事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。



年金が年額**18万円未満**の方

➔ **納付書**で各自納めます(普通徴収)

- 杉戸町は7月より年間8回の納期に分けて納めます。
- 納付書を送付しますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**介護保険料の口座振替が便利**です。



- 手続き
- 1 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
 - 2 「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取り扱い金融機関で申し込みます。

※口座振替の開始は、申し込み日の翌月以降になります
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります

こんなときは、納付書で納めます(普通徴収になります)

- 保険料が増額になった **増額分を納付書で納めます。**
 - 年度途中で65歳になった
 - 年度途中で老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金の受給が始まった
 - 年度途中で他の市町村から転入した
 - 保険料が減額になった
 - 年金が一時差し止めになった
- 「特別徴収開始通知書」が送付されるまでは納付書で納めます。